

原発事故避難者への一層の配慮と支援拡充を求める意見書
(平成28年12月22日原案可決)

東日本大震災及び福島第一原発事故の発生から5年半余りが過ぎました。被災地では、依然、多くの方々が、一日も早く元どおりの生活を送れるよう、全身全霊を傾けて復興に取り組んでおられます。本市も、深い共感の念をもって被災地の復興支援と被災者の生活支援に取り組んでいるところです。

様々なご事情により被災地から本市へ自主避難されている方々がおられる中、福島第一原発事故により、放射性物質の影響から、長期の避難を選択せざるを得ない状況にある方々がおられます。

福島県は、自主避難者に対して、平成29年3月をもって、従前の災害救助法に基づく住宅無償支援から、新たな民間賃貸住宅家賃への支援（避難者に対する帰還、生活再建に向けた総合的な支援策）に切り替える方針としていますが、本市議会は、平成24年に制定された子ども被災者支援法に基づき、被災者の方々が、居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、そのいずれを選択した場合であっても適切に支援するよう、被災者の支援の必要性が継続する間確実に、国の責務において必要な施策を講じることが重要と考えます。本市も、原発事故避難者に対する公営住宅の提供や民間賃貸住宅の家賃補助など、市内に避難されている方々に対して極力不自由を感じることをないよう、必要な施策を行ってまいりました。

よって、国におかれては、原発事故避難者への一層の配慮と支援拡充を図る施策を講じられるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 …… 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
国土交通大臣、復興大臣、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償）